附則第三十条の二の十三中「又は」を「及び」に、「掛金」とあり」を「掛金等」とあるのは「特例退職掛金（附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金をいう。第百四十四条の二十三第二項及び第百四十四条の二十六第二項において同じ。）」と」に改め、「。第百四十四条の二十六第二項において同じ」を削り、「掛金」とあるのは、「附則第十八条第五項に規定する」を「掛金等」とあるのは「」に改める。

附則第三十条の二の十四中「附則第三十条の二の七」を「附則第三十条の二の六の二」に改める。

附則第三十条の二の十五から第三十条の二の二十二までを削る。

附則第三十条の三の前の見出しを削り、同条及び附則第三十条の四を次のように改める。

（支給の繰上げの請求があつた場合における法第八十九条等の規定の適用）

第三十条の三　法附則第十九条第一項の請求があつた場合における法第八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第一項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十九条第二項	給付事由が生じた日から	附則第十九条第一項の請求をした日（以下「繰上げ請求日」という。）から
	給付事由が生じた日が	繰上げ請求日が
第八十九条第三項及び第四項並びに第九十条第二項から第四項まで	給付事由が生じた日	繰上げ請求日
第九十一条第一項	受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内	請求をする者は、附則第十九条第一項の請求と同時
第九十一条第三項及び第九十三条第一項第二号	給付事由が生じた日	繰上げ請求日

（公務障害年金又は公務遺族年金の額の基礎となる終身年金現価率の年齢の特例）

第三十条の四　法第九十八条第一項又は第百四条第一項に規定する組合員又は組合員であつた者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当する場合における法附則第二十条の規定の適用については、同条中「五十九歳」とあるのは、「五十九歳（その者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当するときは、同表の下欄に掲げる年齢から一年を控除した年齢）」とする。

附則第三十条の四の二から第三十条の十四までを削る。

附則第三十五条の二第二項中「第二十八条、第四十八条及び附則第三十条の二の八」を「第二十八条の二第二項、第四十八条第四項及び附則第三十条の二の八第四項」に、「第二十八条第五項」を「第二十八条の二第二項」に、「第四十八条第四項」を「第四十八条第五項」に改める。

附則第三十七条の二中「第百十三条第三項第一号」を「第百十三条第四項第一号」に改める。

附則第三十七条の三を削る。

附則第三十八条を次のように改める。

（支出費按分率が適用される間の財政調整拠出金の額の特例）

第三十八条　厚生年金保険法附則第二十三条の規定が適用される間における第三十条の三の規定の適用については、同条中「掲げる標準報酬按分率を乗じて」とあるのは、「掲げる標準報酬按分率に百分の五十を乗じて得た率を乗じて得た額に、当該拠出金算定対象額に地方公務員共済組合連合会に係る同法附則第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八十四条の六第一項に規定する支出費按分率を乗じて得た額を加えて」とする。

附則第五十二条の三及び第五十二条の四を次のように改める。

第五十二条の三及び第五十二条の四　削除

附則第五十二条の六及び第五十二条の七中「同条第五項」を「第二十八条の二第一項」に改める。

附則第五十三条の十二の三を削る。

附則第五十三条の十六から第五十三条の十九の十一までを削る。

附則第五十四条から第六十三条までを次のように改める。

第五十四条から第六十三条まで　削除

附則第六十四条の前に見出しとして「（国の長期組合員であつた者の取扱い）」を付する。

附則第七十二条の三第二項を削る。

附則第七十二条の三の二を削る。

附則第七十二条の五第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

附則第七十二条の六を次のように改める。

第七十二条の六　削除

附則第七十二条の七中「第七十二条の二」を「附則第七十二条の二」に、「前条」を「第七十二条の五」に改める。

附則第七十二条の八の二を削る。

附則第七十三条第一項中「毎年度」を「警察共済組合の毎事業年度」に改め、「の当該年度」を削り、同条第二項中「地方公共団体」を「それぞれの地方公共団体」に、「毎年度」を「組合の毎事業年度」に改める。

附則第七十四条第一項中「毎年度」を「組合の毎事業年度」に改め、「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、同条第二項中「毎年度」を「当該組合の毎事業年度」に改め、「、当該機構等を監督する大臣を経由して」を削る。

附則第七十四条の三を削る。

附則第七十四条の二中「各事業年度」を「毎事業年度」に改め、同条を附則第七十五条とする。

別表第一及び別表第二を削る。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（共済法による長期給付に要する費用のうち昭和三十六年四月一日前の期間に係る部分等）」を付し、同条第一項中「掲げる給付」の下に「（組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合にあつては、市町村連合会（共済法第二十七条第一項に規定する市町村連合会をいう。第八十一条第五項において同じ。）。次条において同じ。）が支給するものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第三項各号を次のように改める。

一　厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金（第三号に掲げるものを除く。）当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）である間に支給されるものを除く。）の額の算定の基礎となつている第三号厚生年金被保険者期間（同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）を基礎として同法附則第九条の二第二項の規定の例により算定した額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額